

甲賀市告示第 9 8 号

甲賀市介護支援専門員等研修費補助金交付要綱を次のとおり制定する。

令和 8 年 8 月 3 日

甲賀市長 岩 永 裕 貴



甲賀市介護支援専門員等研修費補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、介護支援専門員及び主任介護支援専門員（以下「介護支援専門員等」という。）の確保を図り、質の高いサービスの安定供給に資するため、介護支援専門員等の資格の取得及び維持に係る研修受講費に対し、予算の範囲内で交付する甲賀市介護支援専門員等研修費補助金（以下「補助金」という。）の交付手続に関し、甲賀市補助金等交付規則（平成 1 6 年甲賀市規則第 3 4 号）、甲賀市行政サービス制限条例（平成 2 2 年甲賀市条例第 1 8 号）及び甲賀市行政サービス制限条例施行規則（平成 2 2 年甲賀市規則第 1 6 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において「介護施設等」とは、次の各号のいずれかに該当するサービスを実施する事業所又は施設であって、市内に所在するものをいう。

- (1) 介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項に規定する居宅サービス（特定施設入居者生活介護に限る。）
 - (2) 法第 8 条第 1 4 項に規定する地域密着型サービス（小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び複合型サービスに限る。）
 - (3) 法第 8 条第 2 4 項に規定する居宅介護支援
 - (4) 法第 8 条第 2 6 項に規定する施設サービス
 - (5) 法第 8 条の 2 第 1 6 項に規定する介護予防支援
- (補助対象研修)

第3条 補助金の交付の対象となる研修（以下「補助対象研修」という。）は、介護支援専門員等の資格の取得及び維持に必要な研修であって、別表に掲げるものとする。

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象研修に係る受講費とする。ただし、修了評価不合格者の追試等に係る追加費用は含まない。

（補助対象者）

第5条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、補助対象研修を修了した者のうち、第7条第1項の規定による申請をした日（以下「申請日」という。）において、次の各号のいずれにも該当するものとする。

（1） 市内に所在する介護施設等に勤務していること。

（2） 市税（市民税、固定資産税及び軽自動車税をいう。以下同じ。）を滞納していないこと。

（3） 補助対象研修に関し他の補助金等を受けていないこと。ただし、教育訓練給付金を除く。

（4） 令和8年4月1日以後に補助対象研修を修了し、介護支援専門員等の登録が完了していること。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）又は2万円のいずれか低い額とする。

（交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、介護支援専門員等研修費補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、申請者が、市税の納付状況について、市の職員が市の保有する公簿等により確認することに同意するときは、第5号に掲げる書類の添付を省略することができる。

（1） 補助対象研修を修了したことを証する書類の写し

（2） 補助対象経費に係る領収書の写し

(3) 勤務証明書(様式第2号)

(4) 介護支援専門員等の資格を有する者であることを証する書類の写し

(5) 市税に関する納税証明書(申請日の前1月以内に証明されたもの)

(6) その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する申請は、補助対象研修を修了した日の翌日から起算して1年以内に行わなければならない。

(交付決定)

第8条 市長は、前条第1項に規定する申請があったときは、その内容を審査し、補助の可否及び補助金の額を決定し、介護支援専門員等研修費補助金交付決定(却下)通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第9条 前条の規定による通知を受けた者は、介護支援専門員等研修費補助金交付請求書(様式第4号)により市長に補助金を請求するものとする。

(交付決定の取消及び補助金の返還)

第10条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該補助金の交付決定を取り消し、既に補助金が交付されているときは、その全部又は一部を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により決定を受けたとき。

(2) その他補助金の交付が不相当と市長が認めるとき。

(調査等)

第11条 市長は、補助金の交付に関する事務を適正に実施するため必要と認めるときは、補助金の交付を受けた者に対し、関係する書類を提出させ、又は市職員に調査を行わせる(以下「調査等」という。)ことができるものとする。

2 補助金の交付を受けた者は、特別な事情がある場合を除き、前項の調査等に協力しなければならない。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和13年3月31日に限り、その効力を失う。

3 この告示の失効前に補助金の交付決定を受けた者に係る規定については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

別表（第3条関係）

区分	根拠法令
介護支援専門員実務研修	法第69条の2第1項
介護支援専門員更新研修	法第69条の8第2項
介護支援専門員現任研修	法第69条の8第2項ただし書
介護支援専門員再研修	法第69条の7第2項
主任介護支援専門員研修	介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）第37条の15第1項 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第140条の68第1項第1号
主任介護支援専門員更新研修	政令第37条の15第1項 省令第140条の68第1項第2号